

## イタリア学会会則

第1条 (名称) 本会は、イタリア学会 (Associazione di Studi Italiani in Giappone) と称する。

第2条 (組織) 本会は本部を東京に置く。また、必要に応じて、総会の議決により、支部を設置することができる。

第3条 (目的) 本会はイタリア学を研究する者相互の連絡をはかり、その協力を促進して、日本におけるイタリア学の発展と普及に寄与することを目的とする。

第4条 (事業) 本会は次の事業を行なう。

- 1 機関誌及び他の出版物の刊行
- 2 研究発表及び講演会の開催
- 3 内外の諸団体及び研究者との学术交流
- 4 その他本会の目的を達するために必要と認められる事業

第5条 (会員) 本会はイタリア学の研究者及び本会の趣旨に賛同する個人・団体をもって組織し、入会には本会員の紹介と幹事会の承認を必要とする。また休会または退会を希望する者は、届を提出して幹事会の承認を受けるものとする。本会の会員は次の二種とする。

- 1 普通会员
- 2 賛助会員

第6条 (権利・義務) 会員は機関誌の配布を受け研究成果を発表することができる。普通会员は年額7000円、賛助会員は年額14000円以上を会費として毎年会計年度末までに納入しなければならない。上記の会費の納入を怠った場合は、本会は当該会員の資格を制限または停止することができる。

第7条 (除籍) 会員が定められた義務を守らないとき、または本会の目的にふさわしくない行為のあった時は、評議員の議を経て、総会の議決により、除籍することができる。

第8条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 幹 事 若干名
- 3 評 議 員 若干名
- 4 監 査 2名
- 5 事務局長 1名

第9条 (役員の仕事) 役員の仕事は次のように定める。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 評議員は評議会を構成し、本会の事業に関する重要な事項を審議決定する。評議会は幹事会の要請に基づき会長がこれを召集する。

- 3 幹事は幹事会を構成し、本会の運営に当たる。幹事会は会長がこれを召集する。
- 4 監査は会計を監査する。
- 5 事務局長は事務局を組織して、本会の運営上の実務を担当する。また事務局長も幹事会に出席する。

第10条（役員を選出・任期）役員を選出方法及び任期を次のように定める。

- 1 会長、評議員、監査は総会においてこれを選出する。
- 2 役員任期は2年とするが、重任を妨げない。ただし会長は3選できない。
- 3 幹事は評議員の互選によりこれを選出し、総会の承認を受ける。
- 4 会長に事故ある時は幹事の中より互選によって会長代理を選出する。
- 5 事務局長は会長がこれを指名し、総会の承認を受ける。

第11条（編集委員会）本会に編集委員会を置く。編集委員会は編集委員若干名をもって構成する。編集委員会は本会の機関誌の編集を担当する。

- 2 編集委員は、幹事会の推薦に基づき、評議員の議を経て、総会の承認を受けた後、会長が任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特別の理由のある場合を除き、再再任はできない。
- 3 編集委員会委員長は編集委員の互選により選出される。

第12条（総会）総会は最高の議決機関であり、毎年1回会長がこれを召集する。また会長は必要に応じて臨時総会を召集することができる。総会の議決は出席会員の過半数による。

第13条（経費と会計年度）本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条（会計報告）本会の会計報告は、監査の承認を経て、毎年1回総会においてこれを行なう。

第15条（会則変更）本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

## 会則施行細則

### 第5条施行細則

- 1 本会を退会しようとする者は会費を完納し、書面をもって幹事会に退会届を提出しなければならない。
- 2 留学・出張等正当な理由により休会を希望する会員は、書面をもって休会届を提出し、幹事会の承認を得て、その期間の会費を免除される。

- 3 休会期間中は、当該会員に対する機関誌・会報等の送付を行なわない。

#### 第6条施行細則

- 1 会費滞納が満2年に及ぶ会員には、次年度以降の機関誌・会報等の発送を停止し、引き続き督促する。
- 2 会費滞納が満3年に及ぶ会員には、次年度以降会員の資格を停止し、会員登録原簿を別途保管する。
- 3 本施行細則決定の年度において会費滞納が満2年以上に及ぶ会員に対しては、以後1年間を猶予期間として督促し、なお納入されない時は前2項の規定により処分を行なう。
- 4 前3項により会員の資格を制限または停止された者が、滞納会費の全額を納入したときは、その資格を回復する。
- 5 前項の滞納会費の全額には会員資格停止期間中の会費は含まれないものとする。
- 6 本施行細則に基づく会員資格の制限・停止・回復は、幹事会の決定によって実施し、評議会、総会に報告する。

#### 第10条施行細則

- 1 会長については当分のあいだ会長候補選考委員会(以下委員会と略称する)の推薦に基づいて総会で選出するものとする。
- 2 委員会の長及び委員は幹事会の議により、会長がこれを指名する。
- 3 委員会の構成は委員長1名、委員5名以上とする。
- 4 本会会員は、10名以上の連署をもって委員会に次期会長候補を推薦することができる。この推薦は会長選出を行なう年度の6月末日までになされることとする。
- 5 委員会は次期会長の候補者を決定し、その候補者の承諾を得て、総会に推薦する。
- 6 候補者が1名の場合は、総会において信任投票を行ない、投票総数の過半数の信任をもって次期会長を決定する。
- 7 候補者が2名以上のときは、総会において投票を行ない、投票総数の過半数を得た候補を次期会長とする。過半数を得る候補者のいないときは、上位2名によって決選投票を行なう。
- 8 投票の管理は委員会がこれを行なう。
- 9 次期会長が決定したとき、委員会は解散する。

## イタリア学会評議員選出規定

第1条 総会は会則第10条の規定に基づき、評議員を選任する。

第2条 幹事会は、評議員の改選年度において、次年度評議員の候補リストを作り、評議会の議を経て総会に提出し、投票または挙手により、その承認を得なければならない。

第3条 候補リストの作成に当たって、幹事会は前もって投票資格を有するすべての会員に対し、次の件について投票を求めなければならない。

- 1 現評議員の信任
- 2 新たに評議員とすべき候補の推薦

第4条 入会后1年以上経過し、会則第6条に規定された義務を果たしている会員は、すべて投票資格を有するものとする。

第5条 投票は規定の用紙により、郵送によって行ない、第3条2の推薦は3名以内とする。

第6条 投票の管理は幹事会が行ない、結果を評議会及び総会に報告しなければならない。

第7条 投票数が投票資格を有する会員数の半数以上であれば、幹事会は投票の結果を尊重して候補リストを作成する。その投票総数の5分の1以上の推薦を得た者を候補リストからはぶくことはできない。またその投票総数の半数以上の不信任を受けた者を候補リストに入れることはできない。

第8条 投票数が投票資格を有する会員数の半数に満たない時は、幹事会はその投票の結果を勘案して候補リストを作成する。

第9条 評議会は幹事会より提出された候補リストを検討し、第7条の規定に反しないかぎりにおいて、それを変更することができる。

第10条 投票及び候補リスト作成の細目については別に定める内規によるものとする。

第11条 この規定は昭和59年10月21日より施行する。

## 評議員候補リスト作成に際しての幹事会内規

評議員選出規定に従って幹事会は次年度評議員の候補リストを作成するが、その際次の事項を守ることとする。

1. 開票は厳格かつ公正に行ない、その結果を正確に記録する。個々の投票の有効無効の問題が生じた時は、その判定は採決によって行なう。

2. 郵送された投票の開封は開票当日の幹事会の席上で、事務局報告の直後に行なう。封筒は幹事会終了後ただちに破棄し、投票用紙は大会で新評議員の選任が済むまで事務局で保管し、評議会または大会の要求があれば開示する。
3. 投票の期限は幹事会において定め、事務局より有権者に通知する。
4. 投票数が有権者の半数に満たない時も、その数が有権者総数の3分の1以上であれば、特別の事情のない限り選出規定第7条に従うこととする。
5. 評議員の定数は25名とし、任期毎に3分の1程度の人数を入れ替えるものとする。
6. 研究分野、居住地域、所属大学、年齢のバランスを特に考慮する。
7. 次年度の事務局担当者は優先的に候補リストに入れる。また任期を満了した実務担当者は特別の事情がない限りリストより外す。
8. 他の役職の次年度の構成について留意し、それに支障のないように配慮する。
9. 会長は3名以内の評議員候補を推薦できるものとする。

## イタリア学会誌 レフェリー規定

1. 編集委員会は、各投稿原稿について編集委員の中から担当者を決定したうえ、次項2に従ってレフェリーを選出し、事務局を通じて査読および評定、講評の執筆を依頼する。
2. レフェリーは、担当の編集委員を含め原則3名以上とし、編集委員会が必要性を認めた場合には学会員以外の研究者をこれに充てることができる。なお、レフェリーの氏名、評定、講評の内容は公表されない。
3. 担当の編集委員およびレフェリーは、次項4に従って評定と講評を作成し、事務局を通じて編集委員会に提出する。
4. 評定は下記の様式による選択制とする。
  - このまま掲載可能と思われる。
  - いくつかの点を手直しすれば掲載可能と思われる。
  - もう一度練り直して再応募するよう求めるべきであると思われる。
 また講評は、評定に至った理由を説明すると同時に、手直しを求めるべき点がある場合は、これについて具体的な指示を行なうものとする。
5. 編集委員会は提出された評定・講評を検討し、各投稿原稿についての最終的な評定を行なうとともに、手直しが必要と判断される場合はその内容を指示す

る文書を作成し、事務局を通じて投稿者に伝達する。

6. 手直しの指示が出された場合、投稿者はこれに基づいて原稿を改め、指定の期日までに事務局に送付する。